

# 第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画 取組状況報告(概要版)

## 1 第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画の概要

### 【1】札幌市産業廃棄物処理指導計画とは

札幌市で発生する産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進するため、札幌市が産業廃棄物排出事業者及び処理業者等に対して行う指導の方向性を定め、施策を体系化したもの。

### 【2】理念

持続可能な環境保全型のまちづくりを目指し、市民・事業者・行政が協働して、循環型社会形成の推進に取り組む。

### 【3】計画期間

第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画は、平成28年度からの5年間を計画期間としている。なお、平成30年度に、国の基本方針の改正や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ本計画の見直しを検討するとしていたが、国及び北海道の施策に改正がなかったこと等から見直しは行わず、当該計画を遂行している。



### 【4】進行管理

計画目標の達成状況や施策の実施状況について、市民・事業者・行政が情報共有し、それぞれの役割と責務に応じた取組を実行していくため、その結果について公表していきます。

また、点検・評価結果は、ホームページ等で公表していきます。

### 【5】基本方針

#### 方針1 排出抑制及び適正処理の推進

経済的な発展を妨げることなく、産業廃棄物の排出量を減らすことを第一に指導するとともに、廃棄物処理法等に基づいた適正な産業廃棄物の処理を推進します。

また、将来的な排出抑制に向け、製品の購入時や建築物の設計・施工時の段階から、これらの配慮がなされるよう、排出事業者への普及啓発を充実強化します。

#### 方針2 市域内処理の推進

産業廃棄物は、広域的に処理されることもありますが、札幌市では、高い利便性を享受し、多量の廃棄物を排出している都市としての社会的責務の観点から、市域内処理を基本とします。

ただし、特別管理産業廃棄物のような処理が困難で少量しか排出されない廃棄物の安定的処理や、震災などの非常事態にあっては、近郊市町村と連携した広域処理にも配慮することとします。

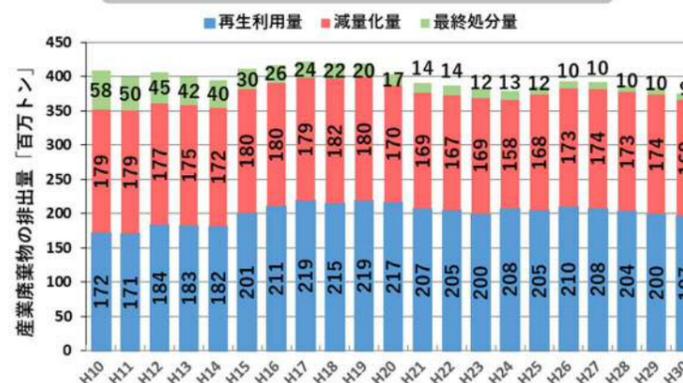
#### 方針3 未活用資源の有効活用の推進

循環型社会の形成に向けて、産業廃棄物の中で再生利用の進んでいないものを「未活用資源」と位置づけ、そのリサイクルを推進することで、最終処分量を抑制します。

## 2 産業廃棄物処理の現状について

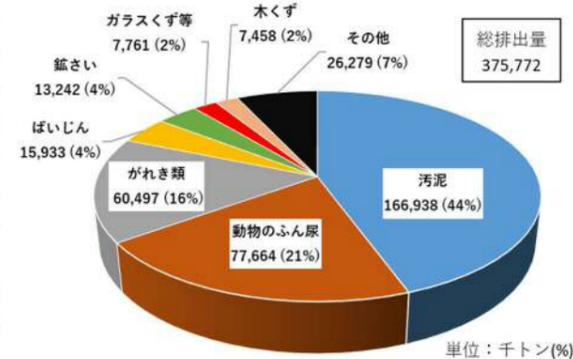
### 【1】全国の現状

全国の産業廃棄物排出量と処理状況 (H10~H30)



- ・排出量は H20 以降減少傾向し、H25 で微増したが再度減少
- ・再生利用量は H20 以降横ばいで推移
- ・最終処分量は H10 以降一貫して減少

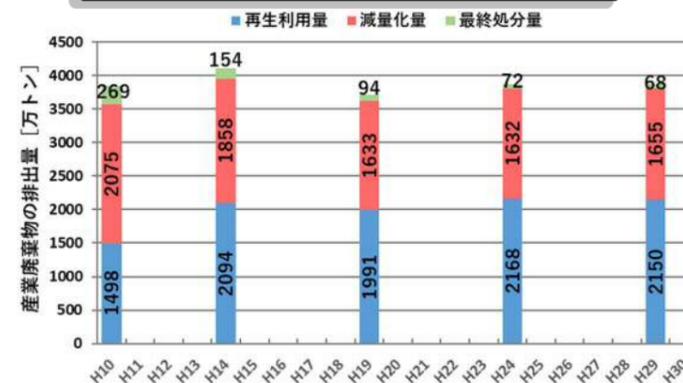
全国の種類別産業廃棄物排出量 (H30)



- ・汚泥が最多で全体の 44%、次いで動物のふん尿が 21%、がれき類が 16%を占めている
- ・上位3種の合計で 80%以上を占める

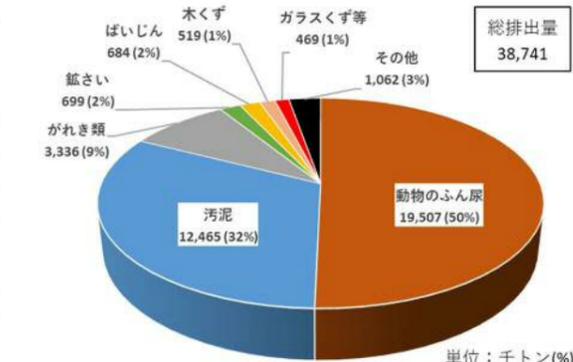
### 【2】北海道の現状

北海道の産業廃棄物排出量と処理状況 (H10~H29)



- ・排出量は H19 で減少し、H24 で増加し、H30 は横ばい
- ・再生利用量は H20 以降横ばいで推移
- ・最終処分量は H10 以降一貫して減少

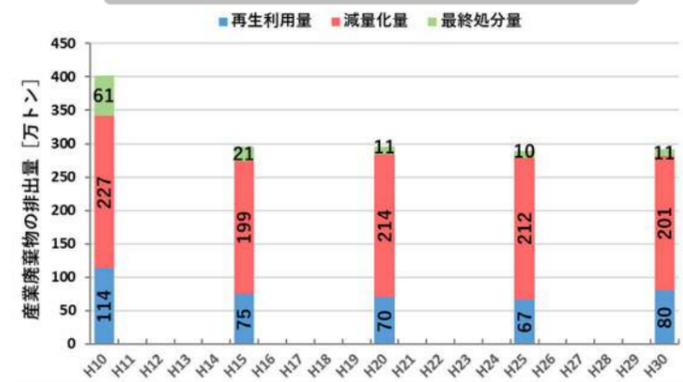
北海道の種類別産業廃棄物排出量 (H29)



- ・動物のふん尿が最も多く全体の 50%、次いで汚泥が多い
- ・上位2種の合計で 80%を超える

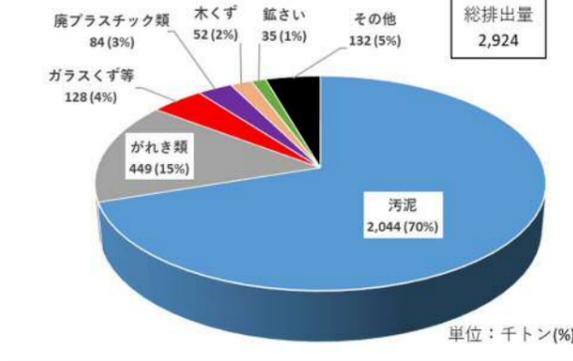
### 【3】札幌市の現状

札幌市の産業廃棄物排出量と処理状況 (H10~H30)



- ・排出量は H10 から H15 にかけて大きく減少し、その後は横ばい
- ・再生利用量は H15 以降で H30 が最多
- ・最終処分量は H20 以降横ばい

札幌市の種類別産業廃棄物排出量 (H30)



- ・汚泥が最も多く全体の 70%、次いでがれき類が 15%
- ・全国や北海道で多い動物のふん尿は少ない
- ・上位2種で 85%を占める

# 第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画 取組状況報告(概要版)

## 3 目標と結果

### 【1】排出抑制の推進

令和2年度目標値 **年間排出量:290万トン以下** → **△ H30年度推計値 292.4万トン**

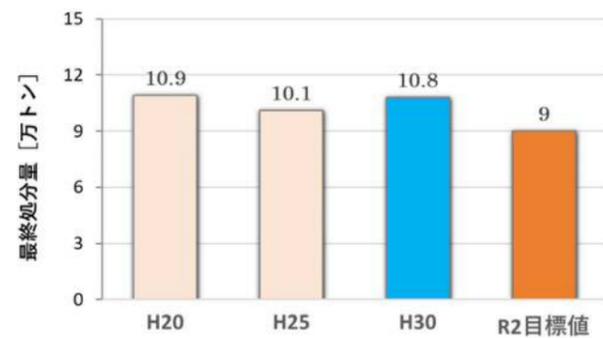


排出量は横ばいで推移しており、排出抑制の取組の推進や社会経済の状況により達成が見込まれる。

- 汚泥のうち、上下水道汚泥が95%以上を占める
- 札幌市内の年間工事費予定額等が5年前と比較し、増加していることから、建設業から発生する建設副産物が増加
- セメント製品製造業者を含む窯業・土石製品製造業の製造出荷額が増加していることから、ガラス・コンクリート・陶磁器くずの排出量が増加
- 外国政府の廃プラスチック類の輸入禁止措置により、もともと有価で取引できたものが廃棄物となり、排出量が増加

### 【2】最終処分量の減量

令和2年度目標値 **年間最終処分量:9万トン以下** → **× H30年度推計値 10.8万トン**



排出量の増加、減量されずに最終処分された量が増加したことにより達成は困難である。

- 廃プラスチック類は排出量が増加したこと、減量化されずに最終処分された量が増加したことが、最終処分量の増加に影響
- 廃石膏ボードを含むガラス・コンクリート・陶磁器くずは最終処分率が改善されたものの、排出量が増加したため、5年前と同様に最終処分量が大きい
- 最終処分された汚泥のうち、上水汚泥が多くを占める

### 【3】再生利用の推進

令和2年度目標値 **再生利用率:75%以上** → **○ H30年度推計値 79.8%**

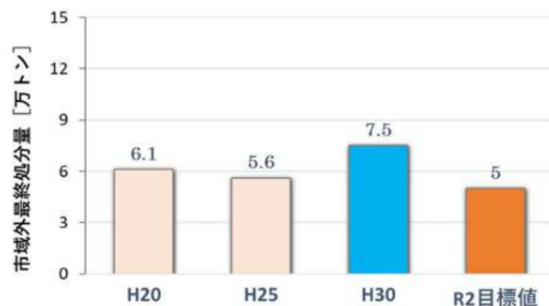
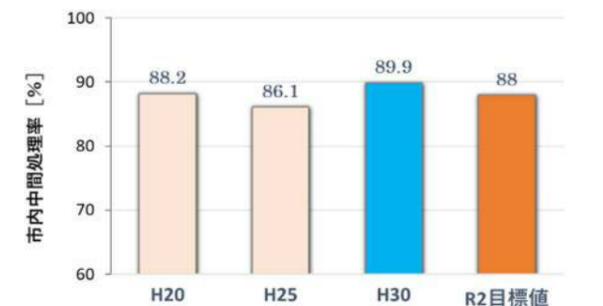


多くの産業廃棄物の種類において再生利用率が改善され、すでに目標を達成している。

- がれき類及びガラス・コンクリート・陶磁器くずのコンクリートくずは再生利用率が高く、排出量が大きくなったことに起因して全体の再生利用率の向上に寄与
- 廃石膏ボードは20%弱まで再生利用率が改善
- 廃プラスチック類は減量化量が減少し、その一部が再生利用に回り、再生利用率が増加
- その他の産業廃棄物についてもほとんどの種類で再生利用率が改善されている

### 【4】市域内処理の推進

令和2年度目標値 **市域内中間処理率:88%以上** → **○ H30年度推計値 89.9%**  
**市域外最終処分量:5万トン以下** → **× H30年度推計値 7.5万トン**



・一次処理として市内の中間処理施設が利用され、市域内中間処理率が改善したことによりすでに目標を達成している。  
 ・最終処分量が増加したことにより、市外での最終処分量も増加しており、目標の達成は困難である。

## 4 産業廃棄物の排出・処理状況における課題

### 【1】排出量の増加

排出量の大部分を占める、汚泥、がれき類、ガラス・コンクリート・陶磁器くずは、主に多量排出事業者から排出された量が多いことから、多量に排出している事業者を中心に、より一層の排出抑制の意識を醸成していく必要がある。

### 【2】最終処分量の増加

廃プラスチック類は、5年前と比較して減量化量が減少し、最終処分量が増加していることから、最終処分量を少なくするため、再生利用できないものは減量化するよう促進していく必要がある。

### 【3】再生利用率の低い産業廃棄物

廃石膏ボードについては、再生利用率が低く推移してきたが、市内に再資源化施設が整備されたため、当該施設が利用されやすくなるような取組を実施していく必要がある。

## 5 重点施策の実施状況

※詳細については、別添達成度シート参照

第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画 基本方針と重点施策	取組内容例	達成度
<b>方針1 産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進 (対応する計画目標①排出抑制の推進)</b>		
重点施策1 排出事業者・処理事業者等への指導、啓発の推進		
1-1 各種報告書に基づく指導	・産業廃棄物管理票交付等状況報告書・電子マニフェストの確認 ・産業廃棄物処理事業者等の実績報告書による処理状況把握 ・多量排出事業者の処理計画書及び処理実績報告書に基づいた指導 ・電子マニフェストの加入促進	○
1-2 事業系廃棄物に対する一体的指導の推進	・一般廃棄物、産業廃棄物の双方の面からの排出事業者への指導 ・事業ごみ分別処理ガイドブックに基づく処理方法の啓発	◎
1-3 建設工事現場における指導	・建設リサイクル法の届出対象工事現場への立入指導 ・大規模な建築物における関係部局との合同パトロール ・石綿含有産業廃棄物の適正処理についての指導	◎
1-4 特別管理産業廃棄物(廃石膏等、PCB、感染性廃棄物)の適正処理推進	・廃石膏等の発生する工事に係る保管状況から最終処分までの指導 ・PCBの適正処理指導及び掘起こし調査 ・多量排出事業者に該当する医療施設への立入指導	◎
1-5 産業廃棄物処理事業者への指導	・産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者への立入指導 ・維持管理の状況に関する情報の適切な公表の指導 ・法改正等による情報提供の実施	◎
1-6 産業廃棄物の適正処理に係る普及啓発	・各種ガイドブックを使用した適正処理等に係る普及啓発 ・出前講座による適正処理の普及啓発	○
1-7 不法投棄の防止対策推進	・不法投棄パトロールの実施、夜間巡回に係る委託 ・ボランティア監視員、事業者との協働体制の構築 ・ヘリコプターパトロールの実施 ・不法投棄禁止のステッカー及びのぼりの配架	◎
重点施策2 信頼のおける優良産業廃棄物処理事業者の育成		
2-1 優良産業廃棄物処理事業者制度の活用	・産業廃棄物処理事業者への優良認定制度の情報提供 ・ホームページ及び刊行物による優良産業廃棄物業者の情報提供	◎
重点施策3 非常災害に備えた処理体制の整備		
3-1 処理実施要領に基づいた災害発生時処理実務の運用体制等の確認	・北海道胆振東部地震の経験を活かしたがれき処理マニュアルの改定 ・北海道産業資源循環協会との連絡体制の確認及び情報交換 ・札幌圏廃棄物対策連絡会による情報交換	○
<b>方針2 産業廃棄物の市域内処理の推進 (対応する計画目標④市域内処理の推進)</b>		
重点施策4 本市発注工事における産業廃棄物の排出抑制及び再資源化の推進		
4-1 本市発注工事における産業廃棄物の排出抑制及び再資源化の推進	・建設リサイクル法の通知対象工事現場への立入指導 ・建設汚泥等の現場内の適切な再生利用の指導 ・「札幌市公共工事環境配慮ガイドライン」に基づく運用管理	◎
重点施策5 産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けたリサイクルの推進		
5-1 産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けたリサイクルの推進等	・民間事業者による廃石膏ボードの再資源化施設の設置・稼働 ・民間事業者によるバイナリ発電を備えた焼却施設の設置・稼働 ・市で受け入れている産業廃棄物の種類の見直しを検討	○
<b>方針3 未活用資源の有効活用の推進 (対応する計画目標②最終処分量の減量、③再生利用の推進)</b>		
重点施策6 直接最終処分率の高い産業廃棄物の資源活用に向けた支援		
6-1 直接最終処分率の高い産業廃棄物の資源活用に向けた支援	・他都市の廃石膏ボード再生施設等の先行事例の情報収集 ・札幌市リサイクル団地内施設のパンフレット等による情報提供 ・実態調査による市内の産業廃棄物の処理状況の把握と活用策の検討	○
重点施策7 排出現場・事業所における分別の徹底による未活用資源の有効利用の推進		
7-1 小規模な排出現場・事業所への適正分別等の指導による未活用資源の有効活用推進	・産業廃棄物管理票交付等状況報告書等による委託状況の確認 ・事業ごみ処理分別ガイドブックによる分別に関する啓発	△